

【回答】

令和3年度生活困窮世帯等こどもの学習・生活支援事業 公募型プロポーザルに係る質疑に対する回答

NO	項目	内容	回答
1	仕様書	参加者の受け入れ開始時期の目安は？	令和3年度4月より順次、各地域の状況によります。
2	〃	年間の実施予定回数は？	回数に定めはなく、各社の提案によります。週2回程度を目安としています。
3	〃	参加者の自宅等を訪問して支援を行う際、その目安となる支援回数及び1回あたりの時間は？	居場所での支援に準じますが、家庭で行うという性質上、協議によります。
4	〃	「5.実施体制」に記載の業務責任者、支援員、指導員について、各地域の配置予定人数は？	実施体制は、全地域において次の通りです。 ・業務責任者 1名以上 ・支援員又は指導員 1名以上
5	〃	同じく、業務責任者、支援員、指導員について、それぞれ兼任は可能か？	・業務責任者は、京都府との窓口的な役割とし、支援員と兼務してもかまいません。業務責任者は、複数地域も担当可能です。 ・支援員の人数は、各地域の利用者人数・特性等の状況により、各地域の保健所等とも協議し、決定します。 ・指導員は、支援員を補助する大学生等を想定していますが、必置ではありません。

6	〃	支援員について、教員や社会福祉士等の資格は必須か？	必須ではありません。
7	〃	予定されている学習科目は？	進学に必要な基本的な筆記科目です。例えば、中学生なら国語・数学・英語・理科・社会の予定ですが、各地域・利用者の状況によります。
8	〃	教材の要否は？ また、必要な場合は予算に含めてよいか？	教材は必須ではありません。教材が必要な場合は、予算に含めてもかまいません。
9	〃	居場所につき、京都府が受託者に公共施設等を紹介する場合、各地域での光熱費及び施設使用料の目安は？	経済的な使用料の施設を紹介いたします。提案により必要な広さも違うため、各町の公民館等の使用料等をご参考ください。
10	〃	本事業の参加者及び従事者(業務責任者、支援員、指導員)に対し、支援実施中の事故等に対応する保険へ、受託者が加入することは必須か？	任意です。
11	〃	上記につき保険への加入が必要な場合、支援実施中のみでなく、参加者及び従事者の会場までの行き帰りに起こりうる事故等にも対応する保険であるべきか？	保険の適用される範囲についても、任意です。

12	提案書	企画提案書は、記載する項目や様式を守れば、パワーポイントで作成可能か？	かまいません。ただし、プレゼンテーション当日に、プロジェクター等の機材は使用できないことをご留意ください。
13	〃	企画提案書に枚数制限や図の使用規定はあるか？ 更に、枚数制限がある場合、表紙も枚数に含まれるか？	制限はありません。ただし、プレゼンテーションに必要なことのみ記載してください。なお、プレゼンテーションは15分以内で行っていただきます。
14	〃	企画提案書の提出部数（10部）のうち、正本・副本の別は必要か？ 必要な場合、それぞれの内訳部数は？ さらに、副本における事業者名等の黒塗りは必要か？	正副の区別は不要です。 同時に、事業者名等の黒塗りは不要です。

以上